

情報端末ガイドブック

～情報端末のかしこい使い手になるために～



コンピュータ、スマートフォン、タブレットといった情報端末は、現代社会では仕事や生活に不可欠なものになっています。正しく使うと、自分の生活を豊かにしたり社会を幸せにしたりして、自分も相手も幸せになることができます。しかし使い方を誤ると、人を傷つけたり信用をなくしたりすることがあります。

かしこい使い手になるためには、次の三つの原則を頭に入れて、常に考えて使えるようになることが求められているのです。

- 自分の学びを豊かにする
- 自分の安全や健康を守る
- 自分も相手も幸せになる

朝倉光陽高等学校

氏名 _____

福岡県立朝倉光陽高等学校 情報端末 Chromebook (クロームブック) 及び Google アカウント (@gs.seito-fku.ed.jp) 等の 利用規則 生徒用

Chromebook は、朝倉光陽高等学校の授業および家庭での学習で活用するためのタブレット PC です。Chromebook を活用することで学習効果を高めましょう。モラルも身につきますので、光陽生として活用していくために、以下に掲げる事項を遵守しましょう。

Chromebook 管理原則

- 充電器は各自自宅管理し、充電は原則自宅で行います。
- 学校外接続用Proxyサーバを利用する際、ユーザー名とパスワードでの認証が必要となります。
ユーザー名 : suser182h パスワード : b9QrS3を入力してください。

Chromebook 利用上の注意事項

- Chromebook は割り当てられた端末を、在学中使用することになりますので、大切に使用してください。
- Chromebook は学習ツール（道具）として利用してください。
- Chromebook を SNS やネットゲームに利用しないでください。
- パスワードは他人に教えないように、しっかり自己管理しましょう。
- カメラ撮影、動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、教員の許可を得てください。
- 他人の Chromebook に、本人の許可なく触れることを禁止します。
- 校内では、LTE モードの Chromebook は、Wi-Fi モードで利用してください。
- 使い終わったら、電源を OFF にしてください。そうしないと、あなたの ID で、他人が使うことができ危険です。
- 破損した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに「Chromebook 修理願い」に必要な事項を記入の上、本体と充電ケーブルを一緒に提出してください。
なお、状況によっては、修理代を負担してもらう場合があります。

1 禁止事項

1. ID・パスワードの変更はできません。
ログイン名（〇〇@gs.seito-fku.ed.jp） ・パスワードを変更するとネットワーク認証ができず、Chromebook を利用することができなくなります。
2. アプリの削除禁止
すでにインストールされているアプリを勝手に削除してはいけません。
3. アプリのインストール
アプリを、興味本位でインストールすることを固く禁じます。勝手にインストールすることで他人の情報機器に悪影響を及ぼし、インターネットに接続できない・個人情報の漏洩につながるといった危険性が生じることがあります。
4. 指定時間以外に Chromebook を利用することはできません。
Chromebook は授業時間で使用することが原則です。その授業の担当教員から利用する許可を必ず受けて使用します。休み時間（昼休みも含む）は原則使えません。指定時間外に使いたい場合は、 教員の許可を得るようにしてください。
5. 学習以外のサイトは Chromebook で利用できません。
学習目的以外のサイト（SNS・暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング等） を利用することはできません。サーバのログ情報に「〇〇さんの Chromebook が□時□分□秒に△△サイトにアクセスしていた」というデータが記録されるので、悪質な場合は指導の対象となります。
6. 本校のセキュリティシステムを破壊する行為を禁止します。
本校では高度なネットワークセキュリティシステムで、皆さんのChromebookや学内 PC を不正な ウィルスから守っています。そのため、ハッカーに類する行為は禁止します。
7. 他人の ID を不正利用する行為は、禁止します。
個人に割り当てられた ID を使用することが原則であるため、他人の ID を使用するなどの不正利用が発覚した場合には、指導の対象となる場合があります。
8. データの保存と管理について
パソコン本体には、何も保存しません。データは、USBメモリ等の媒体も使えません。マイドライブ等のクラウドを使って保存します。

2 制限事項

1. パスワード忘れ

自分の設定したパスワードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へ申し出てください。

2. Chromebook の貸し借りについて

Chromebook は容易に友人に貸し出すことのないようにしてください。無用なトラブルを防ぐことができます。

3. 破損について

Chromebook は精密機械です。大切に取り扱いってください。万が一破損した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに「Chromebook 修理願い」に必要事項を記入の上、本体と充電ケーブルを一緒に提出してください。

なお、状況によっては、修理代を負担してもらう場合があります。

3 注意してほしいこと

1. SNS・メール送受信について

Chromebook を学習用以外に利用しないでください。Chromebook では、メール送受信等が簡単にできるため、誤った使い方をすると他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする道具となってしまうため、私用での利用を禁止します。

2. Chromebook には必ず記名を行います。

Chromebook は学科名や名前が付いたシールを貼っておきます。はがさないようにしてください。

3. 健康面への配慮について

Chromebook を使用する際にはよい姿勢を保ち、目と画面の間の距離 30 cm 以上離してください。

長時間継続して画面を見ないように、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めてください。

4. ネットトラブルに関して

ネットトラブルに関しては、本校担当教員または次の相談窓口にご相談してください。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)

情報端末を大切に扱う

上手になる人は道具を大切に扱う

一流のスポーツ選手や芸術家は、自分が使う道具に感謝の気持ちをもって大切に扱います。道具を粗末に扱う人は上手になれないからです。

情報端末も自分たちの学習や生活を助ける大切な道具です。落として壊さないように、運び方や置き場所に気をつけましょう。また、勝手に設定を変えたり、ルールを破った使い方をすると故障の原因になります。みなさんに貸し出されている情報端末の費用は税金からまかなわれています。破損や故障が多ければ、それだけ社会の損失になることを忘れてはならないのです。

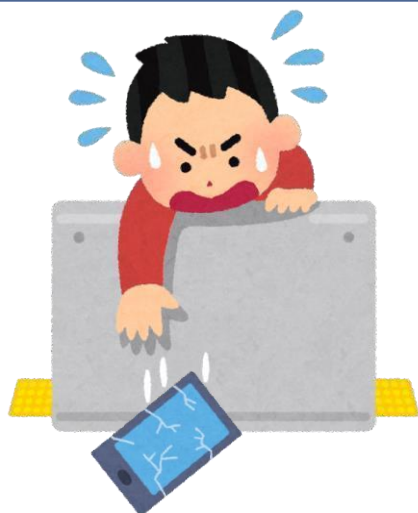
ていねいに扱う

情報端末は精密機器ですので、落下などの衝撃に強くありません。また、水に濡れると中の機械が使えなくなります。不注意で壊れることのないように、大切に取り扱いましょう。

また、情報端末は歩きながら使うと大変危険です。持ち運ぶときは画面を見てはいけません。「歩きスマホ」の事故は社会問題になっているのです。



置き場所に気をつける



情報端末を机の上に出しっぱなしにしていたりすると、床に落としてしまう危険性が高まります。

学校では決められた場所にきちんと収納するように心がけましょう。

IDとパスワードをしっかりと管理する

インターネットのサービスを利用する権利のことをアカウントといいます。アカウントがあるから、メールやオンラインショッピングなどができるようになります。アカウントを登録するためにはID【identification】とパスワードが必要になります。IDは個人を識別するもので名前や会員番号にあたりません。パスワードは暗証番号とよばれるものでカギにあたり、本人しか知らない情報です。IDとパスワードがそろって始めてインターネットのサービスに入ることができるのでパスワードは他の人に教えてはならないのです。

不正アクセスは犯罪

他人のIDとパスワードを使ってインターネットのサービスにアクセスすることは「不正アクセス」という犯罪にあたります。友達の情報端末がログインしたままになっていて、それを使った場合も同様です。いわゆる「なりすまし」という行為にあたるので、いたずらではすまされません。また、たとえ友達であっても、パスワードを聞き出すことも絶対にやってはならない行為です。



自分のパスワードは教えない



まず絶対に自分のパスワードを他人に教えないことです。他人に知られてしまうと、なりすましの被害に合う危険性が高まります。

もしも、パスワードが他人に知られてしまったり、勝手に自分の名前アクセスされていたりした場合は、保護者や学校の先生に相談して、すぐにパスワードを変更ができるようにしましょう。また、不正アクセスされた場合も、保護者や学校の先生に伝えましょう。その端末番号を特定し、アクセスした人物を明らかにすることができます。

相手の気持ちを考え言葉を選ぶ

言葉で相手を傷つけることは犯罪です

特定の人物に対して「ウザい」「キモい」などの言葉を使ってからかうことは、相手に深い心の傷を負わせることとなります。こうした行為は名誉毀損罪や侮辱罪に問われることとなります。また、「死ね」「消えろ」「殺す」といった言葉で脅すことは、相手に強いストレスを与えることとなります。こうした行為は脅迫罪に問われることとなります。

インターネットの世界では、相手の気持ちを考え言葉を選んで送信することが極めて重要なこととなります。

いたずらや冗談ではすまない

ちょっとしたいたずらや冗談のつもりで発した言葉であっても、受け取った相手は深く傷つくことがあります。

ネットのやりとりは文字だけの情報となり表情が伝わらないので、きびしく感じられるからです。

匿名で送った言葉であっても、それを送った情報端末は特定できるので、誰が送ったかはすぐに分かってしまいます。



がまんせずに相談する



つらくなるような言葉を受信したり、深く傷つくような書き込みを発見したら、がまんする必要はありません。

同じような被害が繰り返させることを防ぐためにも、勇気を持って抵抗することが重要です。

スクリーンショットなどで画像を保存して証拠を残しておきましょう。

保護者や学校の先生に相談することが一番ですが、言いにくいときにはスクールカウンセラーや教育相談室など児童生徒の相談を受け付ける機関に伝えることも有効です。

自分や相手の肖像権を大切にする

相手の承諾を得ていない撮影や録画はできません

肖像権とは、自分の肖像を他人から勝手に撮影、使用、公開されない権利のことです。相手の承諾を得ないで、勝手に撮影や録画をすることは、肖像権の侵害行為となります。これは、オンライン授業や会議での画面をスクリーンショットすることも同様です。また、撮影について承諾を得たとしても、それをインターネット上で無許可で公開したら、これも肖像権の侵害行為となります。誰もがいつでもどこでも撮影・録画ができる時代だからこそ、相手の肖像権を侵害しないように気をつけることが必要なのです。

加害者にならないために

相手が知らないうちに撮影したり、相手がいやがる様子を撮影したりすれば、相手は深く傷ついてしまいます。どんな相手であっも撮影・録画をする場合は、その前にその許可を得ることが必要です。これは芸能人のような著名な人でも同じです。

また、その映像を公開したり共有したりする場合も、必ず相手の承諾を得ることが必要です。



被害にあわないために



公開してほしくない自分の映像を勝手に公開されているのを発見した場合は、スクリーンショットなどで画像を保存して証拠を残しておきましょう。

匿名で投稿されたものであっても、情報を発信した端末を特定することは可能です。保護者や学校の先生に相談することが一番ですが、言いにくいときにはスクールカウンセラーや教育相談室など児童生徒の相談を受け付ける機関に伝えることも有効です。

他人の著作物を大切にする

他人の著作物は勝手には使えません

自分のアイデアを作品などにして表現したものを「著作物」といいます。本や音楽、絵画、写真、イラスト、アニメ、テレビドラマや映画などは全て著作物です。その著作物を作った人を「著作者」といいます。法律によって著作者は「著作権」という権利が与えられます。私たちは、その著作物を利用することで、文化を楽しむことができます。また、著作者は、その制度によって著作物の利用者から使用料を得ることができます。そのおかげで、著作者はさらに新しい著作物を生み出すことができるので、文化は豊かになっていくのです。

著作物は勝手に使えない

著作者の了解なしに、勝手に著作物を使うことは著作権侵害という犯罪になります。したがって、インターネット上のイラストや写真、音楽などを勝手に使うことはできません。また、自分で買った漫画の紙面を撮影し、情報端末に入れて友達に見せることもできません。たとえ友達の作品であっても、著作物は勝手には使えないのです。



授業で著作物を利用する



学校の授業の過程で必要な場合に著作者の益を損なわなければ、許可を得ずに使うことができます。（著作権法第35条第1項）たとえば、インターネットで集めた写真をプレゼンテーションのスライドに使うといった場合です。その場合、先生に著作物が見えるかどうかを確認するようにしましょう。

著作権は一定の期間が過ぎると消滅します。また、自由に使うことを最初から許可した著作物もあります。その場合は、利用のきまりを確認して使うようにしましょう。

情報の中身を吟味する

情報は事実とは限りません

新聞・雑誌、ラジオ・テレビといった報道に関わる機関のことをマスメディアといいます。そこから流れる情報はその機関の人が目的をもって取材し編集して発信されたものです。必ずしも事実とは限らないので情報の中身を確認することが必要です。一方、インターネットが普及し始めてからは、誰もが自由に情報を発信できるようになりました。WEBサイトの記述や投稿された動画などは責任の所在が曖昧なので、更にはその情報が正しいかどうかを考えて判断しなくてはなりません。まさに情報の中身を吟味する力が求められているのです。

正しいかどうかを見抜く力

2016年に起きた熊本地震で、街中を歩くライオンの写真とともに「近くの動物園からライオンが放たれた」という嘘の情報がインターネットに出回り大騒ぎになりました。この情報を流した男性は逮捕されましたが、本当だと信じ込んで広げた人たちが多かったということも明らかになりました。情報をうのみにしてはならないのです。



「だ・い・じ・か・な」リスト



情報が正しいかどうかを判断するためには、以下のようなチェックリストを使って考えてみるとよいでしょう。※

1. だ この情報は誰が発信したのか？
2. い いつ発信されたのか？
3. じ 事実の根拠や参照はあるか？
4. か 自分とはどのように関係するのか？
4. な 情報発信の目的は何か？

インターネットの情報に限らず、様々な情報の中身を吟味できる力をつけましょう。

※坂本旬「メディアリテラシーの本質とは何か」『吟味思考を育むメディアリテラシー』（時事通信）